

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を対象となる方に支給します。

市では、現在支給の準備を進めています。具体的な申請・支給の方法などについて詳しくは、広報はむら5月1日号や市公式サイトでお知らせする予定です。

**対象** 平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

※生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

**支給額** 支給対象者1人につき3万円 ※支給は1回限りです。

※「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報情報の搾取に注意してください！

**問合せ** 社会福祉課庶務係⑨112

## 高次脳機能障害の相談窓口の利用を

脳卒中などの病気や交通事故に遭った後、「怒りっぽくなった」「今までできていたことができなくなってしまう」「新しいことが覚えられない」などの症状がありませんか？

これらの症状は、「高次脳機能障害」かもしれません。この障害は見た目ではわからないため、周囲の理解が得にくく、本人や家族が生活に困難を感じることが多いとされています。

市では、高次脳機能障害専門の相談員による相談窓口を開設します。困りごとやこれからの生活のことなどに

いて、相談を受け付けます。

**日時** 毎月第3水曜日午後1時30分～4時30分

**会場** 障害福祉課窓口

※直接会場へお越しください。

**問合せ** 障害福祉課障害者支援係⑨185



## はい！こちら消費生活センター 光回線サービスの乗り換えは慎重に！



### 相談事例

光回線やテレビなどの利用料が今より月約2000円も安くなるので変更しないかと、電話で勧誘されました。本当に安くなる契約なのでしょうか？

事業者の説明では、この電話会社に変更すると支払い続けている光回線の工事費の分割払いやプロバイダ料金が必要なくなり、毎月の支払いが約2000円も安くなるということです。月2000円は大きいので新しい電話会社に変更しようかと考えています。本当に安くなるのでしょうか。

### 結果

消費生活センターから勧誘業者が名乗っていた電話会社に問い合わせたところ、「分割払いしている今の光回線の工事費の残金やプロバイダの違約金は、キャッシュバックサービスで支払う必要がなくなる。プロバイダ料金が必要ないというよりは、回線料とプロバイダ料金が1本になる料金設定というところ。工事費が不要なのではなく、初期費用を30回の分割払いで計算し、その金額と同額を毎月マイナス計算するので、『実質無料』ということでした。

また、テレビはBS放送は見られなくなり、BS放送を見るにはアンテナの設置が必要になるとのことです。

### アドバイス

昨年2月から大手通信事業者が光回線サービスの卸売「光卸（ひかりおろし）」を開始し、それを受けて多くの事業者が光回線だけでなく、独自サービスなどをセットにして販売するなど、契約内容が多様化、複雑化しています。

### 新たな契約を結ぶ前に

■勧誘を受けた際は、必ず事業者名、サービス名などの契約内容を確認しましょう。

■「安くなる」などと言われても、ほかのサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。

■現在の契約内容を理解した上で、別の光回線サービス業者に乗り換えるかどうか検討しましょう。

**問合せ** 消費生活センター ☎ 555-1111 ⑨641

## イチゴとジャガイモの区画売り

市内農家が育てたイチゴとジャガイモの区画売りをを行います。

イチゴはそのまま食べても甘く、ジャガイモはゆでるとホクホクです。どなたでも申し込むことができます。

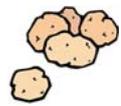
春の陽気の中、家族や友だちと一緒に収穫を楽しみませんか。

### イチゴ



収穫期 5月初旬ごろ  
農園所在地 羽加美4-20  
区画数 20区画（先着順）  
料 金 1区画（40株）5000円

### ジャガイモ



収穫期 6月中旬ごろ  
農園所在地 ①羽加美1-18-5 ②羽加美4-22 ③緑ヶ丘4-7  
区画数 ①25区画②・③20区画（いずれも先着順）  
料 金 1区画（30株）3000円  
申込み 4月25日（月）の午前9時から正午までに、直接産業振興課農政係（市役所西分室2階）へ  
※申込時に料金を支払ってください。おつりのないようお願いします。  
問合せ 産業振興課農政係 663

## 援農ボランティア募集

身近な農作物の生産に携わりながら農業を応援する「援農ボランティア」を募集します。

実際に農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業に対する理解が深まります。皆さんのご支援をお願いします。

活動先 ①野菜農家 ②花卉農家  
活動期間と対象

■長期 年間を通して週1日以上手伝える方  
■短期 繁忙期やボランティアが可能な時期に手伝える方

申込み 4月28日（木）までに、直接産業振興課農政係（市役所西分室2階）へ

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。  
※活動は無償で行っていただきます。  
※活動先・内容などの希望に添えず、受け入れがでない場合があります。  
※登録制のため、以前に登録した方は改めて申し込む必要はありません。  
※花卉：観賞のために栽培する植物  
問合せ 産業振興課農政係 663

## 後期高齢者医療保険料 特別徴収額（年金引き落とし額）の調整を行います

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの引き落とし）は、4・6・8月に「仮徴収」、10・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

○仮徴収（4・6・8月）：前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額（2月と同額）を納めていただきます。

○本徴収（10・12月・翌年2月）：確定した年間の保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

### 6月、8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料額に変更が生じたり、過去に前年と翌年の保険料額が大きく変わったりした方は、4・6・8月に2月と同額で仮徴収すると、1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ってしまうことがあります。

そこで、1年間を通して保険料額ができるだけ均等になるよう、6月と8月の仮徴収額を変更し、調整（平準化）します。なお、6月と8月の特別徴収額が平準化により変更となっても、保険料の総額は変わりません。

※平準化は、平成26年中の所得額をもとに、前半と後半の保険料額に大きな差が出る方を対象としています（すべての方が平準化の対象となるわけではありません）。

※平準化を行っても、収入が変動するなどして保険料額が変わった場合は、年度内での各納期の保険料額に偏りが出る場合があります。

問合せ 市民課高齢医療・年金係 137